

## 共助の基盤づくり事業仕様書

### 1 業務名

共助の基盤づくり事業

### 2 業務の目的

身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域で支える基盤の構築及び提供することを目的とする。

### 3 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※覚書による1年ごとの随意契約とする

本契約は、契約を締結した翌年度以降、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

### 4 実施地域 宇和島市吉田地域。ただし、業務の目的が達成した場合には、他の日常生活圏域で実施するものとする。

### 5 業務の内容

#### (1) 基本的考え方

被災者や生活困窮者を始めとする支援が必要な人と地域とのつながりを確保するとともに、地域全体で支えることができる共助の取り組みの創設及び活性化を円滑に推進させる事業である。

#### (2) 事業内容

地域の实情に応じ、次に掲げる事業を選択しながら効果的な事業の展開に努めるものとする。

①地域における支援体制を構築するため、地域住民に対する福祉ニーズに関する調査や座談会等の実施による実態把握

②地域に必要とするサービスや社会資源（要配慮者のセーフティーネットなど）を創出・推進するための総合調整、検討会や研修会の開催、地域サービスの実施

③地域サービスを活性化させるため、担い手を確保するための事業及び地域サービスを支える担い手の組織化

### 6 連携体制

本事業の実施にあたり、宇和島市地域包括支援センター、うわじまNPOセンター、郵便局等地域の多様な機関との連携を取り、情報の共有を図ること。

### 7 成果品

受託者は本業務の成果をとりまとめ、以下の成果物を委託者へ提出すること。

- (1) 年間を通じた相談にかかる報告書
- (2) その他本業務で得られた成果一式

## 8 注意事項

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 市は、業務に必要な資料を所定の手続によって、受託事業者に貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (7) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は宇和島市に帰属すること。
- (8) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 9 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。